広産商第 1 9 9 号 令和 5 年 3 月 2 7 日

株式会社中国新聞文化事業社 代表取締役 山本 慶一朗 様

> 広島市長 松井 一實 (経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の規定による広島市の意見について(通知)

令和4年11月22日付けで、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された下記大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 大規模小売店舗の名称
  広島三越
- 2 大規模小売店舗の所在地 広島市中区胡町5番1号

広産商第200号 令和5年3月27日

株式会社中国新聞文化事業社 代表取締役 山本 慶一朗 様

> 広島市長 松井 一實 (経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について (要請)

令和4年11月22日付けで、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された「広島三越」について、本市は令和5年3月27日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いましたが、その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 今後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺の生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 2 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書 に沿った店舗運営に取り組むこと。また、毎事業年度終了後3か月以内に、1事業年 度分の地域貢献実施状況報告書を提出すること。